

前橋市入札執行要領

(目的)

第1条 前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務に係る競争入札の執行については別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(入札執行者)

第2条 入札は、当該契約担当課長（以下「入札執行者」という。）が執行するものとする。ただし、入札執行者が都合により執行できない場合は、あらかじめ入札執行者が指名した者が代行することができる。

第3条 削除

(注意事項の掲示)

第4条 入札執行者は、「建設工事等入札注意事項」又は「物品購入等入札注意事項」を入札執行の場所（以下「入札室」という。）等に掲示する等の方法で、その内容を入札者に周知させるよう努めなければならない。

(入札日時)

第5条 入札執行者は、天災その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日時を変更又は中止することはできない。

2 入札執行者は、入札の日時を変更又は中止したときは、直ちにその旨を入札者へ通知しなければならない。

(入札者等の確認)

第6条 入札執行者は、入札を開始する前に入札者の商号又は氏名を呼びあげて出席の有無を確認しなければならない。ただし、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、この限りではない。

2 入札執行者は、入札に参加する者が代理人であるときは、委任状を提出させなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札執行者は、入札参加者が入札書を提出するまでにはいつでも入札の辞退を認めるものとする。

2 入札の辞退は、入札辞退届（様式第1号）を入札執行者に直接提出させるものとする。ただし、電子入札の場合は、電子入札システムから辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札等において不利益な取り扱いをしてはならない。

(内容の再確認等)

第8条 入札執行者は、入札を開始する前に当該入札に付そうとする事項の内容及び入札条件等について疑義又は不明な点がないかを再確認し、落札後に紛議が生ずることがないようにするとともに、記載漏れ等がないよう注意しなければならない。ただし、電子入札の場合は、この限りではない。

(執行指揮)

第9条 入札執行者は、特別の理由がない限り入札が完了するまでは入札室を離れることができない。

(入札の規律)

第10条 入札執行者は、入札者に次の事項を厳守させ、これに違反する者や適正な入札の執行を妨げる者があるときは、その者の入札を拒否し、入札室より退場させるものとする。

- (1) 入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入は禁止すること。
- (2) 私語、放言、暴言等を禁止すること。

2 入札室には、入札に必要な者以外を入室させてはならない。

(入札書の提出)

第11条 入札書の提出は、紙の入札書を提出させること又は電子入札システムから入札書を提出することによって行わせるものとする。

2 入札執行者は、提出された入札書を、いかなる理由があっても書き替え、又は撤回させてはならない。

(開札)

第12条 入札執行者は、参加者全員が入札書を提出したことを確認した後、直ちに、入札者を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

2 前項にかかわらず、電子入札システムによる開札は、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(入札書の審査)

第13条 入札執行者は、開札後、入札書に必要事項の記載もれ等がないかを審査し、有効札か無効札かを決定する。

(錯誤による入札書の無効)

第13条の2 入札執行者は、入札金額に次の各号に掲げる錯誤があったと認められるときは、当該入札書を無効札と決定することができる。

- (1) 表示上の錯誤（金額の桁不足、総価と単価の取り違い等）
- (2) その他明らかに錯誤があったと認められるもの（仕様書等の誤読による数量の取り違い等）

2 前項の規定により無効札とすることができる入札書は、入札執行者が落札の決定を

宣言するときまでに、入札書提出者から錯誤の申出がされたものとする。ただし、電子入札の場合は、この限りではない。

3 第1項の規定により無効札と決定した場合は、入札終了後ただちに、入札書の錯誤の申し出があった者から入札錯誤弁明書（様式第2号）を提出させるものとする。

（再度入札）

第14条 入札執行者は、開札の結果、入札価格のすべてが予定価格を超えるときは、その旨を宣言し、直ちに再度入札に付するものとする。この場合において、初度入札の最低入札価格を告げるとともに、当該最低入札価格未満の額で入札するよう注意を喚起するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札前に予定価格を公表した場合は、再度入札を行わないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等に係る入札は、特別の理由があり必要と認めるものを除き、再度入札を行わないものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 初度の入札に参加しなかった者

(2) 初度の入札で無効な入札をした者

(3) 初度の入札で失格となった者

（落札の保留）

第15条 入札執行者は、工事又は製造その他についての請負に関する入札で最低制限価格が設定されていない場合においては、開札の結果、入札価格が予定価格を著しく下回るものがあるときは、落札の決定を保留することができる。

2 前項の場合において、契約の適正な履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、最低価格の入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とすることができる。ただし、次順位者の入札価格が予定価格を超えているときは、この限りでない。

（落札者の決定）

第16条 入札執行者は、開札の結果落札者となるべき者があったときは、直ちに落札決定の旨を宣言し、その落札金額及び落札者の商号又は氏名を公表し、当該入札は終了したことを告げるものとする。

2 前項の場合において、契約保証金の納付を必要とする契約にあっては、落札人に対し文書により通知するものとする。

3 入札執行者は、落札となるべき同価入札をした者が二以上あるときは、「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。

（免税事業者届出書）

第17条 入札執行者は、契約の相手方となる者が免税事業者である場合は、免税事業

者届出書（様式第3号）を提出させるものとする。

（不調の措置）

- 第18条 入札執行者は、入札又は再度入札の結果、落札者がいないときは、入札が不調となったことを宣言し、入札者を解散させるものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をする場合には、再度入札における最低価格の入札者と次順位者による見積合わせによるものとし、該当する入札者を残すものとする。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、次に掲げる場合は再度入札における最低価格の入札者又は次順位者のいずれか一方による見積合わせを行うことができる。
- (1) 再度入札における最低価格の入札者と次順位者との入札価格の差が大きく、両者による見積合わせを行っても次順位者が最低価格の入札者と同額以下の見積りをする可能性が著しく低いと見込まれるとき。
- (2) 再度入札における最低価格の入札者及び次順位者のいずれかが見積合わせの参加を辞退したとき。
- 3 前2項に規定する見積合わせは、入札後直ちに行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 入札事務取扱要綱（昭和44年9月19日実施）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

入札辞退届

件名 _____

上記の入札につき、都合により辞退するので届け出ます。

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

入札辞退届提出上の注意

- 1 この入札辞退届の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 この入札辞退届は、入札執行前には契約担当者に直接提出するか、又は郵送（入札日の前日までに到達することが確実の場合に限る。）し、入札執行中にはこの入札辞退届又は入札書に指名を辞退する旨を明記して入札執行者に直接提出してください。

（宛先）前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

入札錯誤弁明書

下記について、錯誤により入札を行いましたので、無効となるよう求めます。
なお、本弁明に基づく裁定には、いかなる異議申立を行いません。

記

- 1 件 名
- 2 入札金額
- 3 錯誤の理由

入札錯誤弁明書提出上の注意

- 1 錯誤の理由は詳細に記載をしてください。
- 2 入札執行者に提出してください。
- 3 錯誤と認められない場合、有効な入札となるので留意してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担 当 者 (電話番号)

免税事業者届出書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る免税事業者（消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78第1項の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者）であるのでその旨を届け出ます。

なお、課税又は免税事業者であるかの事実確認で、所轄税務署に提出した書類の写しの提出を求められたときは、速やかに提出いたします。

記

課税期間 年 月 日から
年 月 日まで

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担当者 (電話番号)